

公立大学法人公立諏訪東京理科大学利益相反ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、職員等の学外から受ける利益等について、本学としての社会的受容性の範囲を確認し、職員等が安心して産学官連携活動を行えることを目的として制定する。

2. 基準

(1) 企業等からの収入について

職員等または職員等と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族が、研究関連企業等（※）から給与、配当金等またはコンサルタント料、謝金その他のサービスの対価（診療報酬および公的機関からの謝金を除く。）の支払いを受ける場合、本法人では、年間受け入れ総額が100万円を超えない範囲を許容するものとし、これを超える場合は、利益相反マネジメントの対象とする。

（※）研究の内容に関係すると研究者本人が認める事業を行う企業・団体

(2) 産学連携活動について

職員等または職員等と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族が、産学連携活動等の相手先から、研究費その他の資金、人員、施設、設備、物品等の提供を受ける場合（研究者が所属箇所を通じて提供を受ける場合を含む。）、本法人では、年間受け入れ総額が200万円を超えない範囲を許容するものとし、これを超える場合は、利益相反マネジメントの対象とする。

(3) 産学連携活動の相手先のエクイティ

「研究関連企業等」の株式または新株予約権を、次の1～4のいずれかの基準で保有している場合は、利益相反マネジメントの対象とする。

- 1.未公開株（1株以上）
- 2.公開株（発行済株式5%以上）
- 3.新株予約権
- 4.その他受益権等

(4) 物品の購入について

職員等が物品を購入する場合、学内規程（公立大学法人公立諏訪東京理科大学契約事務取扱規定、公立大学法人公立諏訪東京理科大学固定資産及び物品の契約事務取扱に関する細則、公立大学法人公立諏訪東京理科大学固定資産等管理規定）を遵守するものとし、購入業者の選定にあたっては、社会に対する透明性を確保する観点から、個人の利益を優先させていると見られないことがないよう各自配慮する。

(5) 兼職について

教育職員の学外兼職は、「公立大学法人公立諏訪東京理科大学教育職員の服務に関する内規（平

成30年内規第7号)」に則り、毎週定時に勤務を要する兼職については、週4時間以内を原則とし、本学における教育研究活動に支障を来すことのないよう、教育職員自身で配慮するものとする。

3. その他

本ガイドラインは、必要に応じて改定を行う。

以上